

体調不良児対応型の実施要件について

○ 病児・病後児保育事業実施要綱（抄）

改正後（案）	現 行
<p>5 実施要件 (3) 体調不良児対応型 ① 看護師等を常時2名以上配置すること。 <u>ただし、次の(ア)～(エ)いずれかの要件を満たす場合には、体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。</u> <u>(ア) 本通知別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育促進事業」という。)の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所であること。公立保育所にあつては、延長保育促進事業と同等の要件にて、2時間以上の延長保育を実施している保育所であつて、市町村が適当と認める保育所であること。</u> <u>(イ) 本通知別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であること。</u> <u>(ウ) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特勤手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内に所在する保育所であること。</u> <u>(エ) 本事業(平成19年度にあつては、自園型)を平成19年度より実施している保育所であること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>5 実施要件 (3) 体調不良児対応型 ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。</p> <p>(参考) 体調不良児対応型採択基準(平成22年2月25日付事務連絡) ① 看護師(保健師・助産師・准看護師を含む。)を常時2名以上配置している保育所 ② 延長保育を2時間以上実施している保育所(注1、注2) ③ 夜間保育所(注3) ④ へき地(山間地・離島・過疎地)に所在する保育所(注4) ⑤ 平成19年度経過措置分(旧自園型実施保育所)</p> <p>注1 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)の別添6「延長保育促進事業」に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育実施している保育所 注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所 注3 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所 注4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の定による特勤手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4km内に所在する保育所</p> <p>② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。 ③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。 ④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。 ⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。</p>